

通知預金

令和4年9月1日現在

項 目	内 容
商品名	通知預金
ご利用いただける方	・法人、個人の方 ・反社会的勢力に該当しない方
お預入金額	10,000円以上（1円単位）
お預入期間	期間の定めはありませんが、お預入れから7日間の据置期間が必要です。
お預入方法	一括預入で随時お預け入れができます。 現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替、振込でのお預入れができます。 ただし、証券類でのお預入れの場合は、その証券類の決済日がお預入日となります。
払戻方法	随時ご解約（一括払戻し）ができます。 ご解約にあたってはご解約する日の2日前までに通知が必要です。
お預入利率	固定金利
適用利率	お預入れの当日から払戻しの前日までの日数について、お預入れ時の店頭表示金利を適用利率として適用します。 ただし、証券類でのお預け入れの場合は、その証券類の決済された日の店頭表示金利を適用します。
お利息	ご解約時に一括してお支払いします。
お利息の計算方法 （付利単位1,000円）	1年を365日とする日割りで計算します。
税金	お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。 ※法人のお客さまには、2016年1月1日以降、お支払するお利息から地方税5%の特別徴収は行われておりません。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）
付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。 マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます。
中途解約時の お取扱い	据置期間内にご解約する場合は、ご解約日における普通預金利率によってお利息を計算し、元金とともにお支払いします。
譲渡、質入れ	譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。
手数料	再発行手数料 証書 1件につき1,100円

通知預金

商品概要説明書

項 目	内 容
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・この預金は「通知預金規定」によりお取り扱いします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。 ・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。

通知預金